

# 園芸施設共済重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、園芸施設共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。

必ずご一読いただき、園芸施設共済の内容をよくご確認、ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合（以下「組合」といいます。）へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

## I. 「契約概要」の項目

### 1. 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合、国の二段階により、各々が責任の一部を負担し危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### (1) 共済関係の成立について

園芸施設共済の共済関係は事業規程で定める面積以上の農業者が、特定園芸施設1棟ごとに、申込者が所有又は管理する施設であって施設内農作物の栽培の用に供しているもの又は供しようとするもの全て（申込者が特定園芸施設の所有者である場合は、施設本体の全て並びに申込者の選択による附帯施設の全て及び組合が定めた施設内農作物の全てをいう。）について申込み、組合が承諾することによって成立します（包括加入）。

※共済事故が発生することが相当の確実さで見通されるもの、損害の額の適正かつ円滑な認定が困難なもの、通常の管理が行われえないものは、加入対象から除くことがあります。

また、民間の保険に加入が義務付けられている施設や特定園芸施設の耐用年数を2.5倍以上経過した施設（パイプハウスで25年超）を加入対象から除くことができます。

### 2. 補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

#### (1) 主な共済目的（補償の対象となるもの）及び費用について

組合員の選択により①の特定園芸施設に併せて、次の②から⑤について補償の対象とすることができます。

- |         |   |
|---------|---|
| ①特定園芸施設 | プラスチックハウス及びガラス室                                     |
| ②附帯施設   | かん水施設・換気施設・暖房施設等                                    |
| ③施設内農作物 | 施設内で栽培されている農作物<br>※作物によっては加入できないものもあります。            |
| ④撤去費用   | 共済事故により損壊した特定園芸施設（被覆材を除く。）の撤去にかかる費用の一部を補償します。       |
| ⑤復旧費用   | 共済事故により損壊した特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の復旧にかかる費用の一部を補償します。 |

#### (2) 共済事故（共済金の支払対象となる損害）について

次のような損害が発生したときに共済金の支払対象となります。

- ①風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ②火災
- ③破裂及び爆発
- ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥病虫害
- ⑦鳥獣害

※病虫害事故除外方式に加入した場合は病虫害の事故は対象となりません。

#### (3) 支払責任のない損害について

損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わないこととします。

- ①戦争その他の変乱によって生じた損害。
- ②共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然消耗によって生じた損害（自然消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る。）。
- ③組合員又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- ④組合員と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）。
- ⑤組合員が植物防疫法の規定違反によって生じた損害。

#### (4) 共済金の支払いについて

加入している特定園芸施設1棟ごとに、共済事故による損害額が、3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）、10万円、20万円、50万円又は100万円を超える場合にその都度共済金が支払われます。（組合員が1棟ごとに選択した小損害不填補の金額が適用されます。）

また、3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を選択した場合には、1万円を超える損害から支払われる特約（小損害不填補1万円特約）を付加することができます。

共済金の支払額は、次により算定される金額です。

共済金＝損害額×（共済金額／共済価額）

損害額は、園芸施設共済評価要領（以下「評価要領」という。）、園芸施設内農作物損害程度割合基準表、病虫害分割評価基準に基づき組合が損害評価して算定します。

施設内農作物においては、次の生育ステージごとに算出します。

- ①活着期：全損に限り支払対象となり、その損害割合は30%となります。
- ②生育期：標準生育日数における生育経過日数の割合を基に算出します。
- ③収穫期：標準収穫日数における既収穫日数の割合を基に算出します。

※病虫害においては、農作物ごと病虫害ごとに分割割合（30%～70%）が設定されています。

撤去費用は、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を越えたとき又は特定園芸施設（プラスチックハウスにあつては、被覆材を除く。）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当する場合に支払対象となります。

撤去費用の支払対象となった場合には、特定園芸施設撤去費用基準額に損害割合を乗じた額が撤去費用額となります。ただし、撤去費用の実費がこの額を下回った場合は、実費が限度となります。

復旧費用の損害額は以下の通りです。

特定園芸施設・・・領収書等の金額（被覆にかかるとは除く）－特定園芸施設本体の被害額

ただし、以下の金額を超える場合はその金額

- ・全損：当該特定園芸施設の復旧費用基準額
- ・分損：当該特定園芸施設の復旧費用基準額に当該特定園芸施設の損害割合を乗じて得た金額

附帯施設・・・・領収書等の金額－附帯施設の被害額（時価）

ただし、以下の金額を超える場合はその金額

- ・全損：当該附帯施設の復旧費用基準額
- ・分損：当該附帯施設の復旧費用基準額に当該附帯施設の損害割合を乗じて得た金額

\*損害割合＝附帯施設被害額／附帯施設の価額（時価部分）

#### \*撤去・復旧計画書及び領収書等の提出

特定園芸施設撤去費用基準額の申し出又は園芸施設復旧費用基準額の申し出をしている場合は、損害発生通知に加えて速やかに、撤去・復旧計画書（撤去・復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出してください。

撤去を完了したときはその旨を、復旧を完了したときはその旨及び復旧に係る作業の実施者を、遅滞なく組合まで通知してください。

上記の通知は、特定園芸施設撤去費用基準額又は園芸施設復旧費用基準額に係る請求書又は領収書の写しを添えて共済事故から1年以内になしてください。ただし、災害救助法が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内になすることができないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。

#### (5) 共済金を支払わない場合について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- ①通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- ②損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③損害発生のお知らせを怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。
- ④損害発生のお知らせを行う際、正当な理由がなく、書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又は偽造等により不実のお知らせをしたとき。
- ⑤加入申込の際、当該申込みに係る特定園芸施設の内容（構造等）につき、悪意若しくは重大な過失により通知せず又は不実のお知らせをしたとき。
- ⑥異動お知らせを怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。
- ⑦特定園芸施設の被覆期間の変更の異動お知らせに伴う追加共済掛金の払込みを遅延したとき。
- ⑧正当な理由がないのに第2回の共済掛金の払込みを遅延したとき。

#### 3. 共済責任期間

共済責任期間は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間となります。ただし、次の場合は、共済責任期間を1月以上1年未満とすることができます。

- ①共済責任期間の始期又は終期を統一する場合。
- ②特定園芸施設の設置期間が周年でない場合。

継続加入における共済責任期間は、従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

#### 4. 引受条件（共済金額等）

共済金額は、共済目的ごとに共済価額（時価額）を決め、その価額に80%、70%、60%、50%、40%を乗じた金額まで加入できます。

また、80%に相当する金額を選択した場合には、共済価額の10%又は20%に相当する金額のうち組合員が選択した金額を加えて得た金額を共済金額とする特約（付保割合追加特約）を付加することができます。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 特定園芸施設 | 価額は1棟ごとに評価要領に基づく再建築価額や再取得価額、特定園芸施設の区分、構造、時価ベース（耐用年数）などにより決まります。                           |
| (2) 附帯施設   | 価額は1棟ごとにそれぞれの附帯施設ごとの再取得価額、経過年数等により決まります。  |
| (3) 施設内農作物 | 価額は1棟ごとに評価要領に基づき葉菜類、果菜類、花き類ごとの平均的な生産費を基礎に設定します。加入方式は一般方式（病虫害事故含む）と事故除外（病虫害事故除く）方式が選択できます。 |
| (4) 撤去費用   | 費用は1棟ごとに評価要領に基づき特定園芸施設の区分ごとの標準的な単位面積当たり撤去費用で決まります。  |

- (5) 復旧費用 (1) の特定園芸施設の時価ベースの補償に加え、再建に要する費用（時価ベースの補償と再建築価額の差）の補償を追加します。

## 5. 共済掛金等に関する事項

共済掛金は、共済掛金区分等ごとに、共済金額に共済掛金算定基礎率を乗じて得られた額です。

共済掛金＝共済金額×共済掛金算定基礎率×短期係数※1

### (1) 共済掛金区分

- ①施設内農作物を共済目的とする旨の申し出の有無の別
- ②撤去費用を補償の対象とする旨の申し出の有無の別
- ③復旧費用を補償の対象とする旨の申し出の有無の別
- ④被覆又は未被覆期間の別
- ⑤施設区分
- ⑥小損害不填補の基準とする金額の別

※1 短期係数＝責任期間（月数）/12

共済掛金算定基礎率は、金額被害率をもとに3年を基本に改定されます。

なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率に組合員ごとの過去20年間における直近年のウェイトを高めた損害率の加重平均により、組合員ごとに危険段階別共済掛金率を毎年設定します。

共済掛金に対して5割の国庫負担（共済金額の合計額が1億6000万円を超える場合、その超えた金額について国庫負担対象外となります。）があり、組合員負担掛金の軽減が図られています。ただし、付保割合追加特約、小損害不填補1万円特約及び復旧費用部分の掛金は全額組合員負担となります。

### (2) 共済掛金等の割引措置（適用には条件があります。）

- ①園芸施設共済の集団加入割引が適用される場合。 割引率5%
- ②補強した特定園芸施設の割引が適用される場合。 割引率15% ※2
- ③補強施設割引と集団加入割引の両方が適用される場合。 割引率15%及び5% ※2
- ④集団加入受付による賦課金の割引措置。 割引率20%又は10%（5人～9人の加入で割引率10% 10人以上の加入で割引率20%）

※2 プラスチックハウスⅡ類のうち31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設又は恒常的な補強により当該施設と同等の強度を有している施設のみ。

## 6. 共済掛金等払込みに関する事項（払込方法・払込期限）

共済掛金等（賦課金を含む）の払込みは原則口座振替とします。払込期限は加入承諾書及び納入告知書にて通知します。

払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとして取り扱います。

## 7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

### (1) 告知義務違反による解除について

加入の申込みには当たっては、組合が求めた損害の発生に関する重要な事項について告知が必要です。告知を怠ったり不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。

なお、共済関係の解除は、将来に向ってのみその効力を生ずるとともに、解約返戻金はありません。

### (2) 重大事由による解除について

次の事由がある場合には、共済関係を解除するものとします。

なお、共済関係の解除は、将来に向ってのみその効力を生ずるとともに、解約返戻金はありません。

- ①共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- ②共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- ③組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき。

### (3) 責任期間中の農業経営収入保険への移行について

- ①加入していただいている施設内農作物を農業経営収入保険へ移行する場合は、共済関係の解除申出書を組合に提出してください。

施設内農作物は、農業経営収入保険に付加されるため掛金および事務賦課金は日割りにて返還いたします。

## II. 「注意喚起情報」の項目

### 1. 告知義務等について

加入申込書の項目について正確に告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、悪故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは園芸施設共済関係を解除する場合があります。

### 2. 加入者の義務について

#### (1) 園芸施設共済加入申込書の提出後の変更通知

園芸施設共済加入申込書の提出後、記載内容に誤り、被覆期間の変更、又はその他の変更が生じたときは、速やかに組合までご連絡ください。連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

#### (2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、損害額の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

#### (3) 損害防止

特定園芸施設等について、通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有します。また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

### 3. 共済契約の失効について

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったとき、当該共済関係に関し譲受人又は相続人その他承継人が権利義務を承継した場合を除き、その共済関係は包括承継があったときから効力を失います。

なお、譲渡、相続その他の包括承継があった場合には必ず承諾の申請を行ってください。

### 4. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の二段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

## III. その他の項目

### 1. 個人情報の取扱について

加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

(1) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。

(2) 法令により必要と判断される場合、組合員・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために必要と考えられる場合、農林水産省との保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

(3) 個人データに第三者の情報が含まれており、組合員から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、組合員が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。